

【概要版】

第2次 熊本市成年後見制度利用促進計画

令和7年(2025年) 7月
熊本市・熊本市社会福祉協議会

健康福祉局 健康福祉部 健康福祉政策課
高齢者支援部 高齢福祉課
障がい者支援部 障がい福祉課

第4章 熊本市成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の趣旨

本市の第8次総合計画では、「だれもが生きがいを持ち、お互いを支え合える社会の実現」を掲げ、年齢や障がいの有無などにかかわらず、だれもが生きがいと尊厳を持って暮らし、お互いがつながり支え合うまちづくりを目指しています。

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより判断能力に課題を抱える方は増加傾向にあり、住み慣れた地域で生きがいと尊厳を持って暮らすためには、成年後見制度の利用が必要な方に対して、適切に結びつくようにすることがますます重要となっています。

そこで、本計画を策定し、成年後見制度の利用の促進を図っていきます。

2 これまでの取組の振り返り

➤ これまでの取組

(1) 成年後見支援センター(相談窓口・市社会福祉協議会へ委託)の設置(令和4年3月)

令和4年度までは職員2名体制のところ、令和5年度より、3名に増員し、センターの機能の充実を図った。
(相談件数:令和4年度・280件、令和5年度・691件)

(2) 成年後見制度利用促進協議会の設置(令和4年3月)

成年後見制度の利用促進に関すること等を審議する。法律、福祉の専門職で構成

(3) 受任調整会議の設置(令和6年4月)

(4) 報酬助成の対象拡大

令和3年度より、市長申立てに加え、本人・親族申立ても対象

3 課題の整理

➤ 課題

今後、認知機能の低下が見られる高齢者の増加に伴い、制度利用者の増加も見込まれることから、後見人の担い手不足の解消に向け市民後見人の育成や新たな法人後見団体の確保のほか、相談機能や地域連携ネットワーク体制のさらなる深化・推進、成年後見制度の周知に取り組む必要があります。

(1)成年後見人等の担い手不足

成年後見人等の約8割は弁護士、司法書士、社会福祉士等の親族以外の専門職が担っている状況ですが、成年後見制度の利用者が増加する一方で、専門職が受任できる件数にも限度があるため、後見人の担い手が不足しています。そこで、同じ地域に暮らす生活者として、本人と同じ目線で物事を考え、寄り添った支援を可能とする市民後見人のさらなる育成のための取り組みを検討する必要があります。また、法人後見を担うことのできる新たな団体の確保について取り組む必要があります。

(2)相談機関の育成とスキルの標準化

成年後見支援センター、高齢者支援センターささえりあ及び障がい者相談支援センターの役割分担を整理しつつ、各センター職員の育成とスキルの標準化を図りながら、円滑な業務実施のための連携のあり方等について検討が必要です。

(3)成年後見制度の認知不足

制度利用者の7割が後見類型であり、ひとりで物事を決められなくなってから申立に至っているケースが多くみられます。本人の権利擁護・意思決定支援の観点から、ひとりで物事を決められなくなる前に制度利用につながるよう、任意後見及び補助・保佐を含めた制度の周知が必要です。

第4章 熊本市成年後見制度利用促進計画

4 取組の方向性

1. 成年後見制度利用促進に向けた取組の推進

(1)成年後見人等の担い手の確保

「市民後見人」に係る制度等について広く周知するとともに、成年後見人等のサポート体制の充実を図り、市民後見人の育成に取り組み、養成期間の短縮に向けて、家庭裁判所や市社会福祉協議会との検討を進めていきます。また、後見活動を行うことができる法人の確保を図るため、法人後見の担い手となり得る団体に対し、参入意向等の実態把握と、法人後見の活動のための推進を行います。

(2)相談機能の強化

今後、相談件数の増加が見込まれることから、各区役所における市長申立ての相談体制の拡充を検討するとともに、成年後見支援センターの業務の効率化を図るため、相談結果の記録・集計を行うシステム導入などのDX化を推進します。

また、相談者に寄り添った質の高い相談機能を確保するため、成年後見支援センターと高齢者支援センターささえりあ及び障がい者相談支援センターによる協議の場を設け、それぞれの機能を活かした適切な役割分担を構築します。

さらに、弁護士や司法書士等による専門職相談会の活用やスキルアップの研修会等の実施により、対応力強化を図ります。

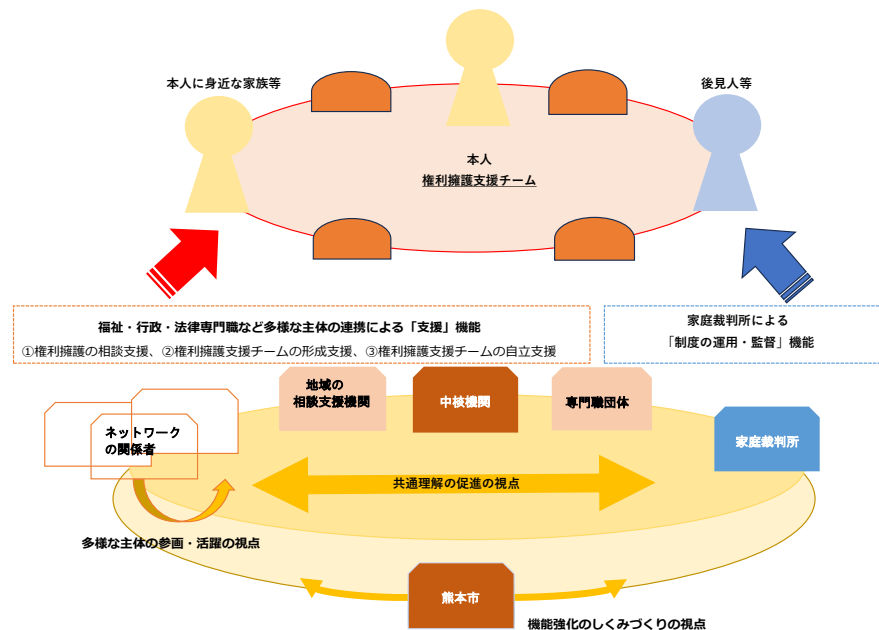
(3)広報・啓発の強化

「市政だより」をはじめとする広報誌への掲載及び一般市民向けリーフレットの改訂・配布、研修会や出前講座の実施に加えて、終活セミナー等での説明や各種通知等へのリーフレット同封など、広報・啓発の強化に取り組みます。

2. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の深化・推進

申立ての相談対応について、振り返りや専門職からの助言を行う場を新たに設けるとともに成年後見利用促進協議会において、成年後見支援センターの体制の強化等について検討します。また、支援が必要な高齢者等と接する機会の多い民生委員・児童委員や医療・福祉関係団体等に対し、成年後見制度への理解・普及啓発に努めます。

さらに、市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を含めた権利擁護支援を含めた総合的な権利擁護施策の充実を図っていきます。



～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図～

5 成果指標

➤ 指標1 成年後見制度利用者数

実績値 令和5年:1,544件 ⇒ 目標値:令和13年:1,844件

➤ 指標2 市民後見人の対応ケース数

実績値:令和5年度:5ケース ⇒ 目標値:令和13年度:20ケース